

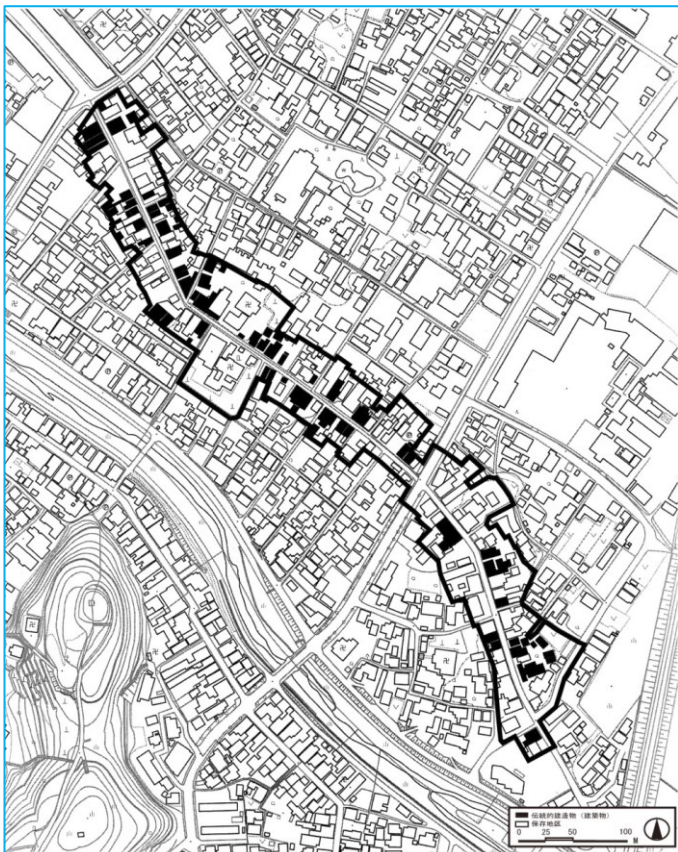
## 特集：河原町芹町地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定

2016年5月20日、彦根市の河原町芹町地区を国の重要伝統的建造物群保存地区（重伝建地区）に選定するよう国の文化審議会が文部科学大臣に答申しました。

選定されるのは、河原1～3丁目（花しょうぶ通り商店街）から芹町にかけての街路に面した細長いエリアで、東西約470㍍、南北約620㍍、総面積約5㍍の範囲です。

重伝建地区の選定は、彦根市内では初めてで、歴史都市をめざす彦根にとっては大きな前進です。滋賀県内では18年ぶり4件目、全国では112件目となります。

今回の特集では、河原町芹町重伝建地区の特徴を紹介します。そして選定後のまちづくりを見ずして重伝建地区制度の内容と、全国の重伝建地区の住民の取り組みをご紹介します。



河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区の範囲

### 河川を付け替えた特徴ある地割りを残す町並み

河原町芹町は、城下町の南東隅に作られた町人町で、城下町と中山道、さらには湖東地域の農村部や山間部を結ぶ芹川北岸の往来に沿った町並みで、江

戸期には河原町、袋町、安清町、善利新町と呼ばれた地域です。

ゆるやかにS字を描く往来は幅二間程度で、これに沿って所々に形の歪んだ敷地をとりながら短冊形に割られた敷地が並んでいます。これは、直線の街路と長方形に整形された敷地を特徴とする近世城下町では特異なもので、芹川の流路を付け替えて城下町を整備した当時の名残をよく残しています。

また、往来に沿って、切妻造平入、瓦葺、二階建の伝統的な町家が建ち並んでいます。二階をつし二階として虫籠窓（むしこまど）を備えたものが多く、袖うだつを設けたものもあります。町家の間取りは、片側を土間とし、部屋を一列もしくは二列に並べる間取りが大半で、二列の場合には土間側の一列を幅一間とします。この幅1間の部屋は、湖東地域の大きな特徴といえます。

さらに、敷地に合わせて不整形に建てた町家や近代以降も商業地として栄えた様相を伝える銀行などの近代建築、表構えを洋風に改造した町家などが町並みに変化を与えており、国の登録有形文化財が5件あります。

このように、江戸前期に河川を付け替えて形成された城下町の特徴ある地割りを良く残すとともに、街路に沿って江戸時代から昭和、戦前期にかけて建てられた町家等を良く残し、商家町としての歴史的風致を良く示すことから、我が国にとって価値が高いと評価されました。

### 選定にいたる経過

花しょうぶ通りでは、狭い街路と古いまちなみを活かしたまちづくりが住民や商店街組合の皆さんの力で活発に行われてきました。

彦根景観フォーラムも、寺子屋力石を「ひこね街の駅」として再生し、「それぞれの彦根物語」や「まち歩き事業」などを実施。第二ひこね街の駅「戦国丸」、第三ひこね街の駅「通信舎」の開設などに一





緒に取り組んできました。しかし、伝統的なまちなみに関する学術調査は行われていなかったため、その必要性を訴えてきました。

そして、平成21年度から平成22年度にかけて彦根市は文化庁の補助金を受け、滋賀県立大学の濱崎一志教授（現彦根景観フォーラム理事長）達に委託し、伝統的建造物の実測調査やまちなみ保存対策調査を実施しました。平成23年3月には、彦根市伝統的建造物群保存地区保存条例が制定され、地元住民や大学教員らによる伝統的建造物群保存審議会が発足、保存計画を策定しました。

こうして準備が進む中で、大きな障害が判明しました。花しょうぶ通り商店街の街路の一部を拡幅し伝統的な町なみを改変することが、都市計画により決定されていたのです。

また、伝建地区は、都市計画法に基づき市が都市計画で保存地区を定めます。保存地区では、伝統的建造物は現状維持あるいは復元が条件となり、伝統的建造物以外の建物の建替や新築には歴史的な町なみと調和するように基準に適合させる必要があるなどの条件があり、住民の合意が必要です。

このため、24年11月からは河原町と芹町で住民説明会が開かれ、協議が重ねられました。住民たちも25年1月に「河原町・芹町 美しいまちづくり委員会」を立ち上げ、「まちなみ相談室」を設けて相談や各戸へのチラシ配布などに取り組まれました。こうして条例制定から5年後に重伝建地区に選定されたのです。

### 伝建地区・重伝建地区制度のしくみ

この制度は、城下町、宿場町、門前町、農山村集落などの伝統的な集落・街並みの保存することを目的としています。

伝統的建造物群保存地区は、文化財保護法で「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」とされていて、市町村は、保存対策調査および住民の合意に基づき、保存地区を都市計画で決定し、保存条例を制定して保存計画を定め、地区内の



保存事業を計画的に進めます。

国は市町村からの申出を受けて、我が国にとって価値が高いと判断したものを重要伝統的建造物群保存地区に選定し、市町村の行う修理・修景事業、防災設備設置事業、案内板の設置事業などに補助し、住民には税制優遇措置を設けるなどの支援を行います。

また、伝統的建造物群保存地区では、市町村は、保存のために必要であれば、国土交通大臣の承認を得て、構造、防火、採光や換気、道路内での建築制限、建ぺい率、容積率、建築物の高さなどの制限を条例により緩和することができます。

### 保存のための国の支援

国は、重要伝統的建造物群保存地区の保存のために市町村が行う次の事業に対し指導と補助を行います。

- ① 市町村が直接行う保存修理、防災等の事業
- ② 所有者が行う保存修理、防災等の取り組みに市町村が補助する事業
- ③ 市町村による買い上げ、標識・説明板等の設置

これらの経費に国は1/2（災害復旧は20%積み増し）を補助するとともに、特別交付税を1地区あたり約860万円交付しています。

### 修理、修景、防災対策

保存地区では、建物や工作物、環境物件に対して「修理」、「修景」、「防災対策」が行われます。修理は、現状を維持しながら、あるいは復原手法を用いて、傷みの激しい伝統的建造物を健全な状態に直すもので、耐震補強なども行われます。

修景は、伝統的建造物以外の建造物や地区内に新築される建造物が歴史的町並みと調和するよう外観を整備するために行われるものです。

防災対策では、保存地区が主に木造の建築で構成